

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」 に対する意見

**平成24年8月29日（水）
一般社団法人全国地方銀行協会
会長行 株式会社千葉銀行**

目次

基本認識	1
経営規模について	2
公正な競争条件の確保について	3
地域との共存について	4
新規業務の調査審議における留意点	5
株式市場と新規業務について	5
金融2社の健全性確保のための措置について	5
内部管理態勢について	6
金融2社の株式処分について	6

基本認識

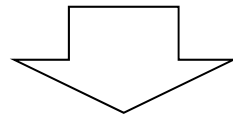
○郵政民営化法

第1条(目的)

「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」

第2条(基本理念)

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、
「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」

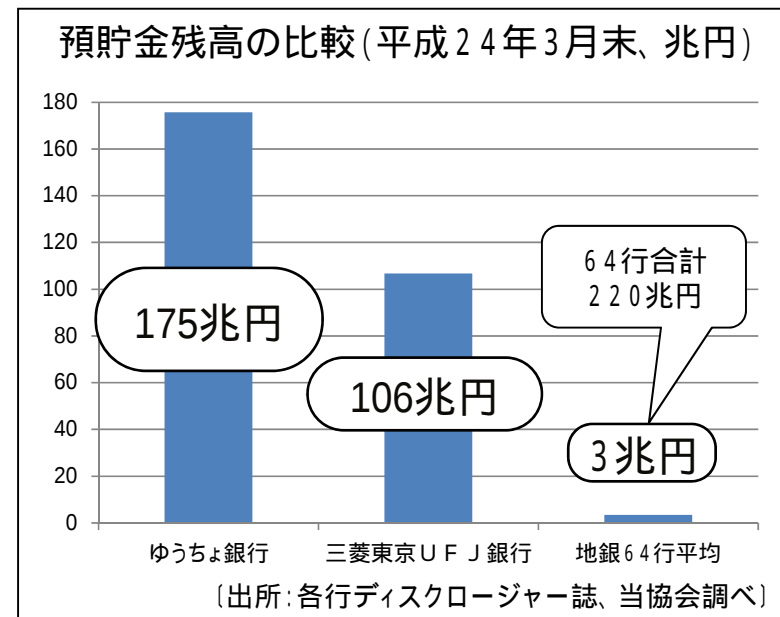
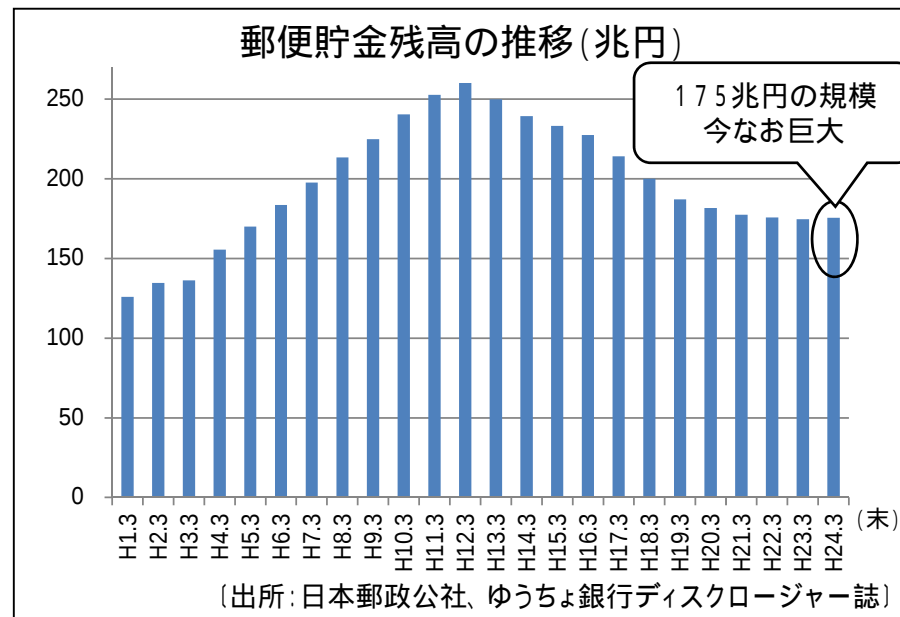


この趣旨を踏まえて郵政民営化を進めるためには、次の3つの視点が重要である。

経営規模の縮小
公正な競争条件の確保
地域との共存

経営規模について

- ゆうちょ銀行の経営規模はメガバンクを凌ぎ、地域金融機関と比較にならないほど巨大。このような規模の問題を棚上げにしたまま「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図る」ことは、民間金融機関との適正な競争関係が担保される保証がないと言わざるを得ない。
- 株式上場に向けて「投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠」との考え方は、企業価値向上の名の下に安易な規模拡大につながる恐れがある。
- 経営規模の巨大性は、ゆうちょ銀行自体のリスク管理上も大きな問題。



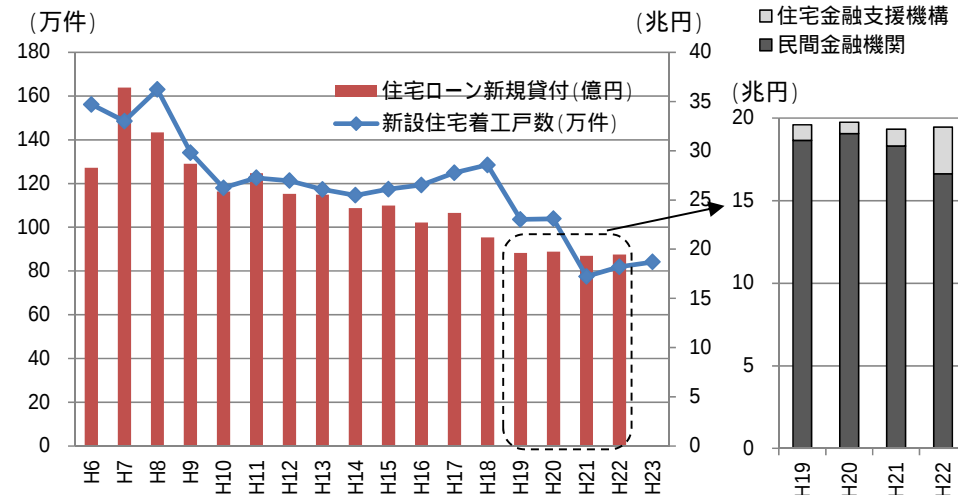
公正な競争条件の確保について

- 現状では、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えず、新規業務を安易に認めるべきではない。
- 地域のリテール金融分野において民間金融機関が激しく競争する中、公正な競争条件が確保されないまま、ゆうちょ銀行がリテール金融分野に参入してくれば、民業圧迫の深刻化によって地域金融機関の経営基盤が弱体化し地域経済に重大な影響を及ぼしかねない。

公正な競争条件の確保の必要性

- 巨大な経営規模を持つゆうちょ銀行は、金融機関として経営破綻をさせることが困難とみられる存在。国民がゆうちょ銀行に「暗黙の政府保証」があると認識するのは当然のこと。
- 郵政民営化法の改正により、金融2社の株式処分の期限が撤廃された。ゆうちょ銀行には「暗黙の政府保証」があるという認識が長期的に残存する可能性が高まった。

住宅ローン新規貸付額の推移(各年度)



(出所:住宅金融支援機構、国土交通省)

地域との共存について

○現行の所見にある「地域金融機関との協業を行うことが重要である」などの「地域金融・経済の発展への貢献の在り方」に関する記述が今回の所見(案)から削除されていることは遺憾。

(参考:現行の所見「3.その他 地域金融・経済の発展への貢献のあり方」)

民営化後の金融2社については、地域金融機関との協業を行うことが重要である。また、地域の金融においては、中小企業との長年の積み重ねに基づくリレーションシップへの影響に留意すべきであるとの指摘があった。

新規業務の調査審議における留意点

株式上場と新規業務について

- 日本郵政の株式の売却資金を震災復興財源に充てることとされたことと、ゆうちょ銀行等の新規業務の調査審議とは関連付けて議論されるべきではない。また、必ずしも早期に新規業務を認めなければならない、ということにもならない。
- 他金融機関との提携による業務の取扱実績がある業務について、提携の実績があるからといってゆうちょ銀行本体でそれを実施する態勢が十分に整っているとは限らない。調査審議においては、銀行本体で取扱い得る態勢となっているか等について、改めて慎重な検証が求められる。

金融2社の健全性確保のための措置について

- 仮に金融事業の収益を、郵便事業を含む郵政事業全体のユニバーサルサービス提供のコストに充てると、郵便貯金事業に他の事業のリスクが波及し、貯金者の利益が侵害されることが懸念され、わが国の金融システムの健全性に影響を及ぼしかねない。
- 郵便のユニバーサルサービスを維持するコストの負担がゆうちょ銀行など金融2社の経営の健全性に悪影響を与えないように、郵政各事業間の内部補助の可能性を排除する必要がある。

内部管理態勢について

- 金融2社の内部監査・コンプライアンス態勢や金融2社に対する検査監督について民間金融機関と同等のものとなっているか十分に検証する必要がある。

金融2社の株式処分について

- 日本郵政株式会社は金融2社の株式の全部処分に向けた方針を早期に示すべきである。そのうえで、郵政民営化委員会における金融2社の新規業務に関する調査審議は、この方針が明確化された後に、これを踏まえて行うべきである。